



金毘羅利生記



讚州九忠歎詞序



人皇五孫高宗法祖天皇七代後醍醐天皇而義家終
孫德川只而義家十六代贈大弼公廣忠公長男從
三位右大臣征夷大將軍源家康公御子孫武人坐身
所女子貞實年美他守信留所室身之國崎云而信康
身之神祇中納言而康身已從一位大政征夷大將軍
而忠公身又薩摩守忠吉身六代而百代九信吉

才七女子小源相模守氏直く室才八女子蒲生元
彈守あの室後小源野但馬守長布子の室才
九神後の女女神上總女忠輝才十尾張之朝云右左衛
女義直云才十一紀伊大朝云常陸女朝直云才十二
水戸中細云左左衛督朝直云上指印人の神兄才
坐ミ中義朝宣云別云山又家康云云給又
兄將云右後隨所坐故小紀州若山小彼成云津勢の
又指云才之鉄炮二千云右挺云之彼相模守普氏云曰
安藤其口先才直次と執権職と云成て云右藤紀州
たのむの林云は定云之右云右の右彼云右左衛守之
控て心踊云輝繼云細云之云也

一毎才六月十七日東照官席忘日記州家相
傳云之因云右員云諸指物云右云勿端云其云即之
調法別云之其云有云付云之云以云系入云相云之云同云之云心云而云
飾云之云神云之云名云割云之云使云之云之云成云之云右云新云之云有云付云之
系入云之云右云之云系入云之云之云其云有云付云之云有云付云之云

とて新飛付の三品の茶入は其昔の織田信長
御秘蔵ありしに大岡宗重が御所傳にありし
亦乃が台云御遺物として家原の御讓渡に
此高家頼宣の御所傳に被た依る加例に
指式にしては石山の御所傳にありし
少の完勤の御所傳にありしに依る加例に
つらに入る御所傳にありしに依る加例に
安茂の御所傳にありしに依る加例に
とり方の御所傳にありしに依る加例に
今日も又も御所傳にありしに依る加例に
指しては御所傳にありしに依る加例に
くも御所傳にありしに依る加例に
此は御所傳にありしに依る加例に
貴い御所傳にありしに依る加例に
此は御所傳にありしに依る加例に
少の御所傳にありしに依る加例に

下上様をさうにせしめし御之執行安成世力の一族
乃衆と爲す候所一重りてはう割云お還りまはれ候
舟上所中候道中様し面くうらみ及出願合し此
町人あはれ候御神より先石若と病奇くしおまはれ候
至心よりくし一重りてはう割云お還りまはれ候
再之下し一理し安成と頼宣云被候おはる言提所
靈多院に於て是より切抜の付と云はれお頼る奥
津入はれり

一
与勇やま一とて与持世と云はれと南越傳し信公智賢
以勇付^レ以勇就危お頼る候しと云はれ子う割云誠り
執行回宮代示人心信利新宮城之御りし言石相没
安成世力先主直次う錫今度人切り候は頼せと云
頼宣云と云はれ謀者中候と切抜をせ世力う頼と云はれ
以勇と云はれ信公靈多院の大庭と云はれ^{タニ}白紙此幕
張り白張りの屏風と云はれ切抜の場しはらひ是は是
白光堀し崩色りしと云はれ是れと云はれ是れ有也

と被作の意に其時世常の得て所以同く疎際と畏の思
若侍と云ふべしと云ふ上は則ち今更しと云ふ儀所免
象の意を所しとせし頼宣云爾百の思ひ^モある事由
頭ひ某の身と云ふ外に免ひ得か多し其子^モの禮
男^モ中^モ而^モ切振とせり其恨と免ふと云ふ儀
果又二重の口兼ふべし言神法と云ふ被^モ儀所免
此法^ラ礼^ヒ也^ト世^ト其^カ力^ト云ふと云ふ^ル事^ト實^ト
破損 勤^モ也^ト事^ト對^シ我^ノ儀^ト此^ノ恩^ト口^ト云ふ^ル事^ト實^ト
刑^ノ罪^ト之^モ被^レ儀^ト云ふ^ル事^ト實^ト切^レ振^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
此^ノ實^ト也^ト云ふ^ル事^ト實^ト人^ノ此^ノ人^ノ不^レ増^レ云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
被^レり^テ又^テ而^テ士^ト同^ク也^ト此^ノ儀^ト之^モ被^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
之^モ被^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト切^レ振^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
誤^レと^シ云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
我^ノ身^ト之^モ被^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト
我^ノ心^ト之^モ被^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト云^フ事^ト實^ト免^レ儀^ト所^レ免^レ儀^ト

被作るの母刀兼一史記小云々如く恭平に下云
 以て久々〜物指花市始る名云々水居の思有
 達る清勝と名めたる文據也云々と云う再々上云
 却る石忠の云々物と云ふ其の事より下云清人水居康云
 此清道と云ふ清少の事也其の神文と云利被作向後
 水居の被作清少の思と云ふ其の事合有八段の事云
 五勸の事と云自分神紙と云ふ其の事風呂釜湯と
 水と云い清と云ふ水と云ふ事是れ也頼宣水居
 筆と云い〜の〜也白紙の事と云其の事口紙の
 事思は〜の〜案本文と云ふ事と云入建下云白紙と
 清和と云ふ事其文也
 敬白神文と云
 一 家中暇遊く〜面〜也向〜事其の事信〜云調法と云
 白文と云ふ事其の事其の事其の事
 一 清和と云ふ事切振中付の事有〜其の事其の事其の事
 其の事其の事其の事其の事其の事
 一 清和と云ふ事其の事其の事其の事其の事其の事其の事
 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 清和と云ふ事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

のひの海をまじりの役人評議と成致す付奉り
石之條に候事申付おひて日本國中亦しく神祇
別之申付候事 兼 御玉能は三社に現る象
也討と名也 何れ神文也件

元和又年 未 七月八日

大納言源教實別

清治被任小刀と云て負間宮取の血割と云はる事
昔の清和遠近の神文と云ふ御戴懐中御清之
と云ふ事定まりし事と云はる事清治と云ふ

東照宮の家康公の教奉りし事清治と云ふ事
此より漸く此老卒の事と云ふ事一統清和被任清
連枝清の孫と云ふ事と云ふ事と云ふ事
清和略名義と云ふ事と云ふ事今大納言と云ふ事
官位大納言二位前座スル事と云ふ事
候事と云ふ事と云ふ事切振と云ふ事清和御事
藤原の事と云ふ事割程人同知と云ふ事清和御事
義と敬事入事御事と云ふ事と云ふ事
物

石川合衆早小舟足怪存の不問同船なる麻中
藤八た免さぶると直白砂泥中りまに深淵也
るる海野く族を請くことさるる一海甲く面く
基とありん子速也は至被任付の物なること
上とさるる頼宣公石流谷智の沛大將の事
練云也身く肩ひ思ふ子の細さるる事や夜毛の
かん均完く練意の仕と水腫るる事其口常と
いことさるる退出

一 被半早天若橋村川致事命也使として
いことさるる所三浦三岐園野監物之野外記
源及の如紀平及の廣田治の若橋の地と本
今右の中間形部弘屋之馬小野の病余く
若侍之姓里はやく烈心は其方射つる事
といひた例くた若橋の地三浦三岐之系
集人云をさるる事とす

宛とありり漸く塚北町人頼と二道第湯所と云処
表是間此書宛と求、申具馬具と書、代可、兼、
野並、つらき、報、以て、兵、服、高、高、此、店、と、也、和、東、也、
と、各、端、と、改、先、物、惣、修、教、馬、ら、衣、と、先、と、改、以、男、
源、八、と、云、男、の、改、又、見、の、勝、つ、方、發、明、是、書、を、比、着、さ、る、
妙、の、紀、別、の、世、家、中、之、飯、粥、一、流、國、守、の、師、能、と、て、流、
子、即、百、思、被、り、在、申、書、案、す、と、云、り、云、此、塚、の、り、依、く、
源、八、彼、方、此、流、成、更、に、進、申、難、云、は、強、く、練、生、成、感、
の、功、も、人、得、ま、る、と、達、入、の、ま、は、高、人、成、り、相、果、元、
云、念、之、男、の、親、子、た、く、改、易、の、身、の、ま、は、何、れ、云、改、元、
の、ま、は、あ、り、矢、修、の、ま、は、あ、り、た、せ、又、て、其、力、に、下、
常、一、度、自、達、る、ら、之、傍、領、ひ、ま、は、と、又、也、之、改、の、根、
系、一、年、の、瀧、州、村、番、と、海、り、之、類、源、寺、繼、治、云、云、
法、字、と、云、り、由、纏、の、信、の、ま、は、人、と、頼、と、云、り、先、の、
為、合、の、り、り、と、の、り、の、り、の、り、の、り、の、り、の、り、
此、塚、の、主、駒、之、岐、守、利、政、瀧、州、之、ヶ、國、十、八、百、石、の、所、
各、類、源、寺、の、書、提、所、之、所、也、之、所、也、之、所、也、之、所、也、
毎、月、十、二、日

夏より一痛愛元源八日其の紀別の能推回宮集人
正殿二男ありけり今只の二屋基又左の世活故母前
先子と先子あり申言源八と改申扶持忘るる
勤也方々をい候と承立身世承ありん能取勤
勿論侍中申之氣今んと人彼也何ぞ骨身
不惜勤也と雖有之西心とてふかむる也此
是源八彼之元子と新系初也大仲間申り氣付
危角立人絶事とる自由ありて其頃又總物決断
かとは彼取也歩の云と云ふ女と云ふは推し
源八の女房の持方陸軍と申候時其女は源八
所育武時急坂林有ると云ふ志の持方六神十也
の事と云ふは源八の同母の妹と云ふ事と云ふ
源八申ては本ありと云ふは源八の女と云ふ事
は是の梅右衛門あり候と云ふは源八の女と云
此使方と云ふは源八の先格此源八の目見と云ふ
程に候と云ふは源八の事と云ふは源八の事と云

利徳懐面書訓しあてえしる名傳字振扇ク
物としき秋着之有るすてしるイヤ川行白先履
近江景七請寄書りぬく見度なるしりるるし
祐筆小提筆院殿夏の不賞美に然るし定
よんしりるるるるるる利徳字にしるるるるる
即言利のぶるるるるるるるるるるるるるる
女成能書いしるるるるるるるるるるるるる
こそとるるるるるるるるるるるるるるるる
有るるるるるるるるるるるるるるるるるる
りるるるるるるるるるるるるるるるるる
西宮の就と安せしりるるるるるるるるる
阿比しるるるるるるるるるるるるるるる
長尾の就とるるるるるるるるるるるるる
是の内膳しるるるるるるるるるるるるる
撰抄をよるるるるるるるるるるるるるる

右言固在の氣色損已負彼立て相氣の振振
寤立由の病存痛の多の眼赤又の汝先緒
撰車の中やの相語同病の云分よとれ涼膝
之由の右信は落と建設取たの右の龍也取よ
以不審留暗よとよと云よつて右言右の負痛
是の云の胸よるよとよと云よと云よと
御よつて又の事よ復の地取よの付食の録よ
各別よの右の汝も来も同傍車得負端よ
来^モ今^モよの彼^モ又^モの所^モよ其^モの也^モの取^モ取^モ又^モ取^モ取^モの
体^モの^モよとよとよとよと皆^モよの^モ右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ
よは取^モよとよの由撰抄^モ負^モの^モ取^モて^モ源^モ八^モ見^モ也^モ初^モ期^モの
見^モる^モ物^モの^モ取^モの^モ取^モよとよの右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ
好^モ也^モ是^モ源^モ八^モの^モ取^モよとよの右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ
字^モの^モ取^モの^モ取^モよとよの右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ
よの^モ取^モの^モ取^モよとよの右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ
取^モの^モ取^モよとよの右^モ言^モ殿^モは^モ余^モ

西夏の物りたる夏し不見昔昔時見たり

一 叔其頃慶長九年大坂落し後今改國城て細

りつ 當國のりく國郡とあり山家領指致し細

りて押入申頻所出と後と是後將去座と委

同業と云々 五人は侍能は是侍五^五人 鈕^五 鈕

五のて遠志ありと撰て九人加給りて云出と

元と不慮不敵の五人九身命の情働夏も此加

若侍共三人是侍之は侍五^五人 其即指印の負合五

氏名源公働ありて是黨據本の首指五^五人

指入のりと負せは頼あり働せり友良尉強盜五^五

忽國中あうと細とる依と源八の官先國中詳別

致と國主と政守敏忠の侍を迫日所和は是

所目見は侍付の侍と專ら五河法致る也は保五^五

中世の身ありて家中一同詳別致る

一 當五鈕^五の指南源結りて侍五^五人 鈕^五 鈕

血脈尋るるは昔帳麻屋北は守五^五人 是後流

西変し仰らるる夏し介身昔々神に及ぶる

一 叔其頃慶長十九年大坂落し後今以爲彌敷と雖細

りし一當國のりく團部とす市く山家恒指致迎御

とく押入申頻所出と依く是時將去屋を去る

同業を言ふ事五人は侍行能は是時九丈五 鈕若 鈕

その一途をわること撰て九人加給しつて云出さる

元々不慮不敵の以久九身命の情働夏を以加給

若時共之入是時之は侍行なり其印捺印の真念大

印旨源公働おのりて從黨據本の首捺を以是時

捺入のりて有せ以類のり働せし友良時強盜等

忽國中たうりて細りたる依て源公の旨先國中評判

致す一國を以政守殿を申し是等も由是時和言是

所目見は侍行の持と専ら五河法致のりやう依身

審のりてありて家中一同評判致す

一 當金鈕の指南源公の侍りては鈕此

血脈尋るるは昔帳解成は侍行字多天皇後流

楓下石鏡糸結つて一塘涼き海のそと世の秋風
舞うるもや向くても涼しや合はる人部以圖討
其風又恥辱何んことと自滅するも何極謀者
う初し種く思案未だ碎まらる風と思ひ也此
後人此世粟毛の遠きこの故る早凍るるも
云わす依く波田の善く安んず家母に付る波
涼し家世と守るる吾所見而る力安んず合世
早日養々陽及ら糸結つて薄くありて
足怪小人芝のそと合はる刻合在厨より散酒を
天を雜談致し中々今も今朝の教安んず
見ん殿様も世及ん思ひる家老流用合物致
頭以りし歴くもて是を耀く糸を中以て因縁
海ありや回中も涼き合仲同程世涼あり勤
と今今朝の糸糸結つて人間極此品と物とい
此世ありては涼しや合はる人部以圖討
吾身ももまお塔の極く糸結つて夏塔あり

種々共此より重処の割子無威馬足掛踏散
復藉あふ是よりひりりし殿様踏る因は是
合戦より申す可也又諸人種方其馬足也
事は可也 汝は馬足馬踏之と云ふは其
遠系此法に部ぬる麻布又遠系此法に
我馬足也と云ふは其馬足と云ふは此法
あり物より多社馬場ありと云ふは此法
胃女馬道前より云ふは此法に其馬足
け云ふは此法に其馬足と云ふは此法に
源を其の級看者杯已に此法に其馬足
蹴散るを此法に其馬足と云ふは此法に
と云ふは此法に其馬足と云ふは此法に
少て勝負は此法に其馬足と云ふは此法に
そのことより云ふは此法に其馬足と云ふ
は此法に其馬足と云ふは此法に其馬足
打すは此法に其馬足と云ふは此法に其馬足

寫うこれ得しつやとそと起る牙梅子言は地
一流く遠く武間美人の柄穂先寺の地を撰り彼
飯沼年麻呂氏言一流く元祖中言年麻呂年麻呂
中言源八四宮家言長く業物景言別成言
作此言鯉言別成言言向東時源成言流河村
りゆと云大源八身博言以石流言名梅舞
か多言と流掛し言人言流言流言踊舞子戀友
百記地流く働言言言言中流流先源八
妻言と捕言を見言言言源を長言真向と
ちん言の言と切言源を長言流の言言言
言言言言言言言言言言言言言言言
入言源八流の言村言言言言言言言言
村犯人言も同流く流く体息言言言常務員
言言言言言言言言言言言言言言言
一 吾村地言家言年麻呂言城言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言

京都道より鳥丸名に住居して一年く身を成て奉り
預りて大坂の騷動出陣多しと大坂よりをせ加賀討討
元親京都に住居本國去住より連判の如き後小
去今娘と元親討討後在書の前年あるを
古彌去住より一危角して役船頼別九郎と
起打其母より病にあり強弱て空費成娘元
京都生れり古彌去住京都の事かおれり今
方宿持より支那の世話成て居る後、家中持と
縁物洗滌をせし働して年月送た奉り源公持と
如く云宿懐胎の今漸分、尚方今食る事え文下
源八國をく八懐宮、境因る地源を其子討討
相乳のちく氣のりを場を存をせり侍奉中言
常る懐胎の目をりし身持り場源を其子討討
其場行出り建て討討文のよき其子討討思
直りて其子討討と極く其子討討其子討討
其子討討其子討討其子討討其子討討其子討討

五種之月日移来七月初日南を源公而日
之愛い女存る度後の日教え七指日余り三三三の
下の重文の墓所新築し子と懐小拍涙えぬ翁翁
とたるとけ漸く墓所向い又聖聖頓證菩提
回向致してあやふ歌のあやふといふあやふ宗師の如法に
宗師の思を人魂向く様々宗師の思を宗師の思を
城の思の宮師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
職の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
道志の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
宛捨る様々して七八九の思を宗師の思を宗師の
と流るる思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
父深公聖を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
あやふの思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
魂向い宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の
ううあやふの思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

職の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

道志の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

宛捨る様々して七八九の思を宗師の思を宗師の

と流るる思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

父深公聖を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

あやふの思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

魂向い宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

ううあやふの思を宗師の思を宗師の思を宗師の思を宗師の

高儀當入夏割府と云々の言の先は親の
為存する事三月をへられ九未若年なり女存候所なる
あり母子の扶持の事先くは家連降大切なる後
一朝の道す師たること人相せえて冬も成合せ候
我中子あり未親母と信りしれ母候を教く此礼
たること候なり

一 云し今日夏祈しお思儀其之法即也及物詔波是
の事候分の言金比持候行權言を何れも子成合せ
敵首尾能の討たる候と毎日水牙と清行書る
又男の付て東西と初ぬとく子におあり是場を
其子より父の言源はと云ふこと因中源をたると
是人之間かく言討つる事早成人して敵を討て父に
源の苦や物恥辱と書きとる事と云ふ事
やくは夜読の事せとみせ板一周の事系り候事
塚に弟して年夫方志の事なる申父と様早成人して
敵源をたかり討てし事候心易思存しと云と母の

殿極生駒三政守梅と申すは其若狭守と成程と
是る由家老主駒西女入早川を米田川瀬之旨分交申免
尻用今元番の旨とて納め殿極始一家申免御免
瀬の師範堀原を以てと云ふ坊を述ふありて其源を以
と云ふ今年程申すて形の内ふふの旨分人とも申す
約し其旨分申すて申す今申す申す旨分今申す
面極を以て次女見沙つ天と云ふ極を極及男と云
と法名此の旨と云ふ西守と云ふと彼極の旨分と
云れ坊太前申すは先殿極の旨分自今申す申す
案に取れ其旨分其極人自今申す私と云ふと云
夜申す申す申す一云屋間切申す天石流の旨分
又云云んせと云ふ旨分今申す申す旨分毎申
八月十五日困存八幡宮に放主會神其旨分て當申
密殿の旨分在る御術申す御旨分會申す旨分申す
家此御旨分殿極始一家申す旨分致す旨分申す
堀氏御術の師範及今自の宗通を討能く先せと云

と云ふは甚悦を言ふと今や海に在る

一寛永八年八月十日國府の八幡宮放生會終り
當寺の住持大僧正の付法官該内掃除法
修付國府に成る者有也又彼と員回佛殿
む坊をとりて法住須弥止のりし殿様を
兼院と入るる五出べりし法住坊老僧入寺入
後と云ふし人法官印を法住は坊人下と
紐湖の大寺付國を始と帝一而々有る世
目良んつる法住は坊老僧入寺入
幼わといふ人日等の常の法住のりし若
不案由をい合有るし大切と思ふ
窮座なり〜喚号逃げ新小隠
江内内之早殿許へといふ数
出入有例といふ及是等法住
の山物結りといふと近習し
尊し傳書當ハ弘法大師の年
來進云思彼小兒有る由

多合種者古流に殿様也由縁に好むる初に張張改人
指人未今日徳今に御柳の旨思評判改其也安
中義宗源流をたふす市井當時女及し遠くは皆
二義感するに時同官者其の戸名は皆中へ通る今ハ
天下に堀氏小増に遠く入るる女と住むる来は皆金
御由緒有と柳生但馬守殿徳小言御柳の御人
改連義と安直の御石流 公言二代の清原能と
感心改の御徳小堀田のふくまへ人御生殿をふくまへり
中これ其時時を片君とて居りしは是を言小向て御柳
松ハ其人の御徳馬守殿の身中夜存云は甚く其を言てお
る言は是か百十里と余が子大の命をい付くは其御
其と柳生殿と申しは軍家の御徳の清原能の御徳同流
の清原能の御徳は其の御徳をい付くは其御生殿之を
果てんふとの来りてその御徳は其の御徳をい付くは
其の御徳は其の御徳をい付くは其の御徳をい付くは

坊を言而人を付は其也

一 昭和の寛永九年國を去駒之政守殿津病氣付
存命を定之習し多少津國續く世も子欲理
く物殿津國續く相續類よりて皇居殿使念法
事了付没插と云卒民もお後あるに流して云屋
長衣衣今令及使と云波と家の中の内意板
少人の傍輩暇を夜し夏小先君市廟不
新改く方丈^和系あり始波の物續く波改是法名
証書右是と大切なる市波目也と後子万進付之尾能
市由也^和波^和と暇を^和して改る能と出坊を向人^和と
少月^和市^和来^和的^和日^和は^和表^和系^和織^和之^和証^和身^和を^和て^和字^和交
出せ改て^和下^和と^和進^和付^和と^和表^和改^和は^和戸^和務^和と^和序^和小^和系^和今
る解^和目^和度^和と^和云^和遠^和と^和信^和義^和の^和証^和と^和有^和は^和坊^和を
番^和守^和て^和宛^和不^和冠^和と^和う^和と^和夜^和度^和は^和る^和乃^和也^和昔^和乃^和佛^和徳^和進
也^和あり^和ち^和と^和云^和を^和と^和連^和て^和仏^和殿^和と^和亦^和は^和中^和尊^和と^和拜^和
在^和下^和付^和也^和何^和用^和と^和と^和約^和ぬ^和也^和其^和時^和坊^和を^和而^和と^和家
私^和を^和清^和和^和大^和切^和の^和取^和有^和り^和也^和等^和而^和下^和と^和云^和と^和云^和是^和系^和也^和

云々もが月と持たるとは云々は年以可道風情最
しくは如経因道しくは云々は是は東海道ゆかり
荒山宿根として云々の案例と云々女と小兒と改ら
也人法より其の来々案道持ると云々云々云々
御れは股に御す足云々の詞も云々の支度と
明御六時出まの云々云々連て云々云々云々急
御用も云々の指針列限近御用云々云々云々
云々云々云々の調子云々云々云々云々
小兒御用云々云々云々云々云々云々云々
云々云々云々の道云々云々云々云々云々
云々云々云々の極云々云々云々云々
道云々云々の自覚的物来々云々云々
云々云々の量と云々云々云々云々
一 相夫の坊を不法云々の云々云々
母方云々の云々云々云々云々云々
今月云々の云々云々云々云々云々

柳生殿年譜の骨骸がごとく木をささぐる夏秋成
夫友小室山に飛脚柳生殿へ便り來て及を少くも新
思之ゆとておとあまふふ小物語の夜多し母聞ふ後奥
取箱をさるるもの多し父の敵討せむは自らも固まて
乃と威業をとりしむる事りと遠東よりして柳生殿へ便り
來兵法修練の事とて敵と討ゆる事をも未だ
のころかんとて敵の事をも未だ通ずると申すを
まゝに波う合波の事とて果し親の連
合を事と申す事とて此の向後を改て討敵を止法
名様の也事子とて父との後母弟とて録せしと注説同
小じせを即沈場を言ひて是母格也亦と作のまの城を
長名我部官内とて捕え親とて鷹ののち免の娘を此
物語の事とて浅らるる事とて此の事とてわらわらとて
家下とて此情をいし是娘をいしとてわらわらとて
金毘羅を侍現之類とて敵討ゆる事とて定業取る事
今指すの内は此の事とて此の事とて波う合波の事とて

をいぬあり 若無欲心夢今やばい云給言又新も均
の以何処の道者も目下を公今宵の限も横さふと
出るとするるといふ侍てた自も面士の娘年士の書あ
志こふも母あふ侍せぬとるをとや櫛娘
凡そ書さうし書き織 嶋本綿是をよん立出
まてう存う纏う終宵股し脚す纏もとはは任
常ふあふ熟ら秋ひの由之此版臨うは書て追付
能う便う清入まいつと云ても良せぬ見強早的た
東をこし時刻移て時早と後出た字も涙母も涙り
見送つていふあの中屋と潮吹と風夜母と小兒五年
凡そさうん送て別妻の袖とあがらあり

一 相あふ坊さういふ屋屋をあらうと見も門を閉て
静く未發足いさうと増くむらひ存うし云給門を
閉さういふ坊を悦ぶまゝあて要内止まら神問七
物まはし早朝の由出何由用とせし侍を夢て絶給
ハ未だ發足いさうと云ふは、是も發足い今日に時

先声出候子ト入念入念若當雲の如平致雲
ナ多ハ此那發是ハ今是時の若ぬたト切也多所用
一列發果出之の發音所亦危の指也ト後之今物
明七時早速出船致也ト私身遠ト只今物を以テ而
めハ森トガ方ハ角子亦海せぬ言ト是指を念
ト之候ハ海ト云ハ船ト云ハ出候ト云ハト發是
其々の疎トハ我候ハ遠ト船場ト云ハ念ハ演道指
ト之方ハ波方是方ト見回ハ内ト當津城ト云ハ

ハ山形ト駒ト云字之定テ亦船有なるト密ト捨子ト
ハ水戸候ト云布ト森ハ花積金ト荷物ト船所ト云
ハ方ハ荷物ト云思思ト書ト有ト候亦船ト云定ト
是ハ天の與トト船ト云後ト荷物の影ト身ト殺ト云
出船今ト云待候ト云

一 船ト云又方ハ若當雲ト如平次ト牙略ト後ト切也多所用
又ハ切也多所用ト船場ト云ト船頭ト云
是時出船ト云若當雲ト天ト云出船ト云

何處ハ舩歌九教馬目と覺念繩切故 咽ゆ帆を
池せさるふあをり主役の人とまの短夜と語用と五輪
一目も寐入さるふらふあさうしおとまてさまたの暗く
寐今さう坊ち歌と見下分時分由と若物のとと蜜
とひさくまあさう坊えりりくことを称るあはさる音
と教る目と世間見見坊をわつる誰う連て来りて
石田坊と信くう約さるふハ眼見約連ははる殿
脚すと振未のり所屋あはるりしや世推言云く及故
こは私へ傳ふと江谷別稱て出舩はぬ余りま
瑞念さく弘法大師の権言とをさるふハ公道源ひと
わく案東りり字と文せんとの志又殊勝しまた石段を
今此四羅持現心お後と後母のまひつ山体私自ら
空へさくと思ひつら雲の間ヶ糸舩中はあや別と案奈
と野の初るまの石流の志またの空へ得た剛と来
むさしめ見さる脚許を維ハ大師遍照金剛今此
四羅大持現持紀の神妙な案有りしと糸小紀只今ぬ

築四里と為るは好まるといふ今た是れ因道平安地也
法名は清坊と天智と号名其伴とこそこの町とも致る
と此の海も迷惑し好むとせ備せしと致る
新堀と見えし六條日と都衣と危者角十番と遠慮
かく此中へ今今迄方尚大切とせし附家の路路と
二月十八日由と由之三日方の三町と東海道及川と
と糸と名致る是時小坊を中と名し河内と名せし
是は御所の由在川と可る自ら入る者常か日本橋三
と道皇と身せんとも今諸と名つはは女と名せし
と政と名を後と名せし掃へしと由之と名せし坊を
は未かく矢せ定む波字は名と名せし坊を更
初と名せし坊を屋と名せし極天と名せし坊を
く人丈と名せし坊を踏と名せし山崎と名せし坊を
も此と名せし坊を磯と名せし坊を末と名せし坊を
とくもの名をふり果者也といふ何と名せし坊を
宿と名せし坊を木と名せし坊を麻布と名せし坊を

と心掛先之場所ありと云ふと柳生を其の事と云ふ事
何早速く有復藉者として而時討多し比類あり流る
せし如く流るに似て四五之に花を度量し中より大聖
柳生とせせしる流るる石なり柳生但馬守河津
一流く岩ありし將軍亦亦原より忠宗光云云自
乃云云家へはて身を聖河津の防犯とて世を渡
河津の邊へ先ありて作らる

一 龍中水牛仲羽云類序を記し流るに端を橋川沿流
光國云奥城と傳流るる流る光國別府より万
江をたると武時柳生但馬守より大逃年平馬と云
乃使去と小川中流の度量と云流るる光國
流るる流るる流るる流るる流るる流るる流るる
乃のく度多し、此の要知を云ふ其後ある流る
其後と云流るる流るる山依藏七の中より小兒走
石連也流るる流るる流るる流るる流るる流るる
して今も生也、先と云有子細有て柳生但馬守

時節不事し切也此意問果之後而流其意自是し
正及慈現の義若難しとて思ひ描きし事ありと
後果ゆふ事と撰しとて思ひ又別有とて思ひ
此皆拙志只今所載するも余所為の地は又但馬守夜
前報りし事及此亦し思ふに少く我輩は余所為
後友果迷ふ事は非ざるし思ふに今只武居
柳生古人の今登壇は後思は要知の事と
先之母の儀と云てし事と事定む光雲の事古所載不
淺無之云之とて中兒の事問て其意別知ししと信
神也此の事馬所信しとて思ふに

柳生但馬守殿坊太帛對面之書

一 柳生をいふ字文の如くは其類し其實柳生但
馬守殿御殿の極とて又此を極とて思ふに
少くも其意有る也此の事我々も思ふに
と思ふ事し其意高川の臨書も其意有るに思ふ
審し其意有るに思ふに

何れ不思義なりしと云々後世に流して其は月を以て其は
切止る内一早十歳と云々或時御生殿坊を以て其は
其某明也指南に於て御目と云々及んば其時常
何れは生付定て我一流く其流も又又つ其年を以て
其下存盡か其うと云々其は坊を以て其私を以て
存存の以て其十歳つと申す其は其の以て其は
定る其は其分と云々其は其の以て其は
心と圖との其も其の以て其は其の御生殿を以て其は

其は其の以て其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
只中道に其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
心中に其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
騷に其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
本に其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
其は其の以て其は其の御生殿を以て其は
其は其の以て其は其の御生殿を以て其は

一 坊を以て其は其の御生殿を以て其は其の御生殿を以て其は

未十二身小腕少之剛敵より見ん夏先今合年物古
願し汝十七身之敵父十七回よりあは敵今諸人初
今惜おつるを汝先をかりしとてあはし御得を汝
孝しく初滅金毘羅大権現加護は將軍家先
六打少少進し天中暗て敵討て世風家之心靜し時
ととつる人とは是也此教訓は世に他馬守も少
女傳て世に知是後向脚もあは初は此とて汝とに汝
とと進し進しは人とは是也此教訓は世に他馬守も少
初は此教訓は世に他馬守も少

一 夫の星霜相揮移る初寛永十九年西暦小治政七年七月
に汝汝時心月は白國是く境用心の品儀し序元
版改をて柳生殿少をくあひてその初古の初日進
満是やくはと今日来ふ家の國をて傳授是
板板の真儀を神道唯一家源の源理の同纏
道の本性明德太子の初は此教訓は世に他馬守も少

六度之旨 各目智少 天寶意同 此之先宗の事 法相宗
之之界 唯心万法 唯識之理 中之三編宗 之之界 唯心
戒之理 中之三編宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗
實宗之 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗 之之界 唯心
中之戒律宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗 之之界 唯心
一心之觀 原理之 中之三編宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗
原理之

各目智少 天寶意同 此之先宗の事 法相宗
之之界 唯心万法 唯識之理 中之三編宗 之之界 唯心
戒之理 中之三編宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗
實宗之 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗 之之界 唯心
中之戒律宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗 之之界 唯心
一心之觀 原理之 中之三編宗 之之界 唯心 戒之理 中之三編宗
原理之

才之顯德、如法といふ小、蓋言と、強ひて、言、直云と、言、人心、観
念、云々、大日之、蓋、と、法、云々、一、殊、不、守、持、體、
、前、身、大、日、の、法、身、と、観、止、と、顯、德、如、法、と、云、是、則、我
、以、之、辨、之、の、法、之、余、之、法、と、観、之、云、人、有、之、と、い、は、指、體、ハ
、甲、冒、と、身、也、と、陳、中、と、向、也、と、觀、之、と、身、と、云、又、身、
、と、言、也、と、い、は、直、言、之、法、也、と、い、は、以、如、來、之、蓋、と、甲、冒、と、身、
、之、意、と、い、は、以、て、法、字、と、理、也、と、辨、智、理、自、言、と、才、略、也、
、從、之、と、云、退、と、云、事、也、と、い、は、佛、也、と、大、日、法、身、と、因、理、也、
、自、之、觀、一、其、法、無、別、と、身、理、と、考、へ、又、禪、宗、の、教、印、
、別、傳、不、之、又、字、直、指、人、心、見、性、成、仏、と、い、は、法、服、之、混、邪、也、
、妙、心、實、也、と、い、は、微、妙、解、脫、と、法、之、邪、と、い、は、道、離、文、字、と、有、と、
、異、の、本、心、と、身、と、付、也、と、佛、日、經、後、と、い、は、又、字、と、い、は、以、之、と、教、
、宗、の、首、實、と、い、は、理、也、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、い、は、佛、身、圓、羅、と、教、
、月、と、指、也、と、い、は、若、身、と、身、也、と、指、と、い、は、身、也、と、云、法、
、真、理、也、と、い、は、法、也、と、い、は、理、也、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、い、は、佛、身、圓、羅、と、
、我、の、法、也、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、い、は、佛、身、圓、羅、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、
、我、の、法、也、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、い、は、佛、身、圓、羅、と、い、は、佛、心、圓、覺、と、

將軍乃三月廿三日水軍中納言殿河津持以て但馬守殿
手と右連種也登博と是也、將軍家光云清目ん
江信行本多信公守と有て江信乃、山を渡知少、以て
父の逃報せんともを、由種妙くあつこと、又金毘羅權
現加護方、以て、此方、四石とて也、陽守、つり、信く
吾子の捨使、幸ふ称、左見布とて、山城遠、江守と讃州、
つる之、計、其、上、御、主、但、馬、守、義、信、憎、く、願、也、河、波、比、之、義
山、吉、前、の、場、見、致、以、へ、一、是、又、垣、深、を、為、す、在、孫、子、雪、乃、也
百一函電、其、子、種、計、生、駒、之、政、守、を、女、以、と、玉、を、也、八、孫、波
先、是、年、遺、以、へ、一、万、端、殘、り、一、方、か、く、最、命、但、馬、守、を
傳、て、以、語、し、之、山、を、入、信、守、と、宣、如、也、極、了、計、種、也、江、守、を、
以、信、守、と、水、を、伊、州、を、殿、也、以、之、是、西、國、と、悦、轉、持、中、山、滿、和、守
と、名、或、も、一、と、備、州、に、名、を、相、以、内、也、一、以、其、書、二、月、首、續
の、九、怒、也、名、後、以、事、了、一、國、有、之、政、守、殿、垣、深、を、為、す、在、孫、
方、使、と、以、て、之、名、を、其、方、河、洲、と、與、飯、妙、と、以、方、也
將軍家光、之、事、を、述、
備、州、也、之、後、之、事、と、名、以、其、命、了、有

一、若出方也危中、決て分也因之、一、若出方也危中、決て分也因之、
可身分也、只今、城因之、若出方也危中、決て分也因之、
若波一、一、若出方也危中、決て分也因之、
十、一、若出方也危中、決て分也因之、
小、一、若出方也危中、決て分也因之、
人、一、若出方也危中、決て分也因之、
之、一、若出方也危中、決て分也因之、
清、一、若出方也危中、決て分也因之、

蘇、一、若出方也危中、決て分也因之、
凡、一、若出方也危中、決て分也因之、
以、一、若出方也危中、決て分也因之、
殿、一、若出方也危中、決て分也因之、
受、一、若出方也危中、決て分也因之、
以、一、若出方也危中、決て分也因之、
一、一、若出方也危中、決て分也因之、

坊を以て知るる由すて相氣いかに今食園地を
后より初とすか愛うらういと池来くもまふ初見か
不思母と抱て付て皆涙を流し漸有て少くも
とふとふ在年月の苦言よりもの物思ひに味と茶今
食りて之を志消せぬ大悦を極む松中書生と
ありて之を實如しとて極くもなまじり刻 相軍
此目見は後付其とて父父の能う教せんたえ
修りては母の涙を極むるも年月のつと筆を
書けり

いと恨み此後母とむせむかけいふそくは
暗く病をいふと通く彼とは友友大万一
一不食と病友より存く羅西免の法中
宿して厚く病をいふと通く彼とは友友大万一
其時と病友より存く羅西免の法中
着衣といふも早速に病をいふと通く
念ふ極くも病友より存く羅西免の法中
此用捨りて病をいふと通く彼とは友友大万一

と押ぬる子も心をも恨むは色士年を布月十日の勢介
鬼名おもしろくも存居向浦がひ舞文に経師
此後と西端とやゆ子瀆多しと出せしつて留め掛けむ
心法身おまど南突師通照今剛金昆四維持我子
身と之留めむ故介とて父の仇仇討てし時世延川を
我子の印を討てあふと行はむまかくしむる也
後く洗滌縫物もあつた敵もあふ果て食し睡
てさるも守り余新し身同も相人とあふ以枝会佛神也
四支羽有也と有りしとそ利生今日只谷粒と有付く云ふ
世つとと後日語り説き初と感心致す也

民官小を前敵討事

一切民官小を前敵討し然し後とおの地原を其の
さめ候しとの也然し其書二月六日尚着致せし
鬼く云渡道ゆ事おまじり石を果し自害せぬ
しに今朝也詔を多天宮早時刻の也天去岐守
殿壇と押築を也し一間入候ては後渡り今夜柳

乃軍亦し沛夜小埴遠近守正敷念也備さし野袴
萌苗白羅砂 陳母殿し着し一候より度々し沛夜守正
西の方水守中羽之殿所天氏中山備前守則昌宗純亦
此後之黃白羅砂 陳母殿し着し持肌 腰を振舞ひ
南の方當由く城より駒立政守殿報し案に付て
是れ同持肌 腰をさうく 紅紙子野袴 狸カウバシ
陳母殿し着し中宮 柳其但馬守宗頼雲純亦野袴
しし白羅砂 陳母殿し着し今く案に付てし持肌
腰をさうく 和名腕通し 約之平人 右右 振り込
の筈し 並布ナナフより生駒 赤巻 大お多門 監西 白巻 新
み及片山 新身 西川 治之 各是持之平人 此の也
の記よりし教り 玉紋をせり 和次 中入 小中山 生駒 野
記 或は 和搦し 肉 中入 和通 玉通 正 名姓 可
貴 儀 詳 集 して 今 也 右 等 一 と 扱 在 地 源 之 長 生 駒
亦 福 亦 右 之 正 並 引 介 之 依 也 中 入 南 之 方 今 也
小 之 入 水 之 教 也 右 之 正 今 也 其 身 源 之 長 亦 亦

愷之實し十七年乙未今日來父申源公為新
て只備しと云ふ事討りて之を憐れむを國宗と云ふ
父の仇と報せん云々今日之を念じて出務自たせしと云ふ
源を念じて考てたふ不實之源等と云ふ事せしと云ふ
討て捨つる是情を憐れむを考る人但波將を護
りしと云ふしと云ふ事少く我身天かぬ地かぬ
母尚考すと云ふ事と云ふ事今之を念じて之を
るの事甚是所之報源身先傳ビウを云法官源八由緒
有と云ふて親子たりと云ふ事考すは下と云ふ事今法
官出給命あり是慥然と云ふ事と云ふ事今之報源等
と云ふ事叔姪と云ふ事ありし討先厥極と始に宗中と云ふ
と云ふ事六方と云ふ事と云ふ事討時考す事と云ふ事父
傳といふの石と云ふ事と云ふ事と云ふ事切あて事討入
十有餘の事扱と云ふ事と云ふ事と云ふ事切あて事討入
と云ふ事此面と云ふ事と云ふ事殿極の西尾興が孫コキと云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事以我父を討て之退時

父を子を元對禱有り各化と見込嫩く欲る是起別命
の體圖を卒ひく事日少く知せ人蒙り臨持申言
く物より我物教く振三今汝が重宝なる腰長
美人身ありそのこと物也極老字あり男く言別致也
始汝汝心く免何ん赤場く何事未練ゆ詮義早速務
負り也極殿とくひく川分初種也極老字あり女も込
夏も也く迄言す者感致若く汝ひひて是時
生駒之政守殿由身く若く言付極老字あり

一腰の素の言く是言も一時身言すくわ石邊
石田系ありか亦生く若く七父の今見用くせ
是極金昆羅格現く加護あり極老字あり
一初一腰の七父の形身あり、汝の言り是を九父の極種
少く言り是も極有は命く之及以戴は伴方極
て言く此は命の極殿とく言くと多て言向極源なる
通常、初年六十七歳少く若く言く言人下白鹿交り惣
髪は此長、右別入、腰、角と極、長、中、細

用と目と母合し魂けして此より皇有て柳生殿之言も
出うしつるや少くも満是か人の事と云はれり其の地
之方骸古者二つと別取とる事か今臨近唐
竹割と云物ともの目と知る事と云はれり其の地
柳生流く秘極ありし一口く柳と云はれり其の時柳生
駒くも将家配を云々入る極の公貴賤を見物同
しつる事と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり
其の地と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり

難源系論之七父流公帝備七回忌之膳進と云はれり
母の事と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり
七父歎今月今日討合も数年中を一時と云はれり其の地
叔父今之入し法が在急く城因り於て種々の事と云はれり
上清と波止地遠近守海と云はれり其の地と云はれり
能く保つる事と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり
其の地と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり
其の地と云はれり其の地と云はれり其の地と云はれり

討逐せられたる之に申系に發出方粗也之を以て此れ也
之は是れ、津山藩前守殿に當る、水戸伊弉志殿小田諸君
に之を承りて之を以て此れとて此れ連之を以て由之を以て
御出但馬守殿に治るる、其實子と云ふ之は、果して此れ
美來やと存せし言とて、事は子故に及んで、此れ之と
と此れ謙小少き方と云ふ之を以て、室中と云は、復た之と云ふ
此れ之と云ふ、身不肖と云ふ之極言、津藩政と其の忠告、
此れ之と云ふ、實則極言、此れ有は、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、

之極言、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
不之、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
津藩宣、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
て此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ親孝、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、
此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、此れ之と云ふ、

父と親、父論先祖、對存の事とて、是處に、
借の以發、此の存、母と出、この余、由るみ
教、辛苦、此の出、也、虛病、病、
教、女、病、種、
加、
切、捨、
同、
泉、

此、
夫、
以、
予、
唱、
中、
字、
也、
新、



金昆回維利性記

坤 乾